

6福監第 168号
令和7年3月31日

福津市監査委員 木村 道也
福津市監査委員 榎本 博

令和6年度 定例監査結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項による定例監査の結果について、同条第9項の規定に基づき別紙のとおり公表します。

令和6年度 定例監査結果報告書

監査の概要

福津市監査基準及び全国都市監査委員会が定める都市監査基準に準拠し、地方自治法第199条第4項の規定による定例監査を次のとおり実施した。

なお、全国都市監査委員会は、監査委員制度の円滑な運営と健全な発展を図ることを目的とした全国の市等の監査委員で構成される組織であり、監査委員が監査等を実施する際、その基本事項や監査の着眼点等をまとめた都市監査基準を定めている。

1 今年度の監査対象

- ◇ 議会事務局 議事課
- ◇ 健康福祉部 福祉課、高齢者サービス課、いきいき健康課
- ◇ こども家庭部 こども課、子育て世代包括支援課
- ◇ 会計課
- ◇ 監査事務局
- ◇ 都市整備部 都市計画課、建設課、下水道課
- ◇ 教育部 教育総務課、学校教育課、郷育推進課、文化財課

2 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が適正かつ正確に行われているか、また、市の経営に係る事務の管理が合理的かつ効率的に行われているかに主眼を置き、リスクに応じた着眼点等も視野に入れ監査を実施した。

なお、監査を実施する前に、過去の監査結果等を参考にリスク評価を行い、重点的な監査項目を設定した。

- (1) 委託料などの経費の積算は、事前に十分な精査が行われているか。
- (2) 債権管理、債権回収は、関係法令等を遵守し適切に行われているか。
- (3) 随意契約は、地方自治法、市財務規則等関係法令を遵守し、適正に行われているか。
- (4) 補助金等は、補助金交付要綱等関係法令に基づき、適正に支出されているか。
- (5) 備品等の資産管理は、適切に行われているか。
- (6) 公印管理・使用は、適切に行われているか。
- (7) 各部の主要事業は、関係法令等に則り適切に執行されたか。またその事業効果は、当初の目標を達成しているか。
- (8) 庁舎内に事務所を置く任意団体は、適切に管理されているか。

3 監査の主な実施内容

関係書類及び関係帳簿類を調査し、関係職員の説明を受けながら監査を実施した。

4 監査の実施場所及び期間

(1) 事務局による事前審査

令和6年9月19日から令和7年2月27日までの間、関係部署から提出された資料及び必要に応じ担当部署に求めた追加資料（関係帳票や証拠書類等）を監査室において監査事務局職員が事前審査した。また、資料等で確認できなかった内容については、関係部署職員の説明を聴取した。

なお、各部署別の実施期間は次のとおり。

- ① 都市整備部、議会事務局、会計課：令和6年 9月19日 ～ 令和6年10月28日
- ② 健康福祉部：令和6年11月15日 ～ 令和6年12月24日
- ③ こども家庭部、監査事務局：令和6年12月9日 ～ 令和7年1月28日
- ④ 教育部：令和7年1月22日 ～ 令和7年2月27日

(2) 監査委員監査

令和6年10月28日、12月24日、令和7年1月28日、2月27日、監査室において事前審査の結果を基に所管事務・事業に関する関係部署職員の説明を受けながら監査委員が監査を行った。

5 監査の範囲

令和5年度に執行された事務事業。ただし、必要と認めるときは、これ以外の期間についても監査の範囲とした。

6 監査の結果

対象の事務・事業は、上記のとおり監査した限りにおいて、関係法令に適合し適正に執行され、最小の経費で最大の効果を挙げ、組織及び運営の合理化に努めているものと概ね認められたが、一部に次のとおり留意を要する事項が見受けられたので、早急に改善措置を講じられたい。

なお、措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、当該措置の内容を通知すること。

【指摘事項】

- (1) 検査調書について【都市整備部 建設課】、【都市整備部 下水道課】、【健康福祉部 福祉課】、【健康福祉部 高齢者サービス課】、【健康福祉部 いきいき健康課】、【こども家庭部 こども課】

検査調書が旧様式で作成されていた。今後、検査調書等を作成する際は、正しい様式で作成されているか確認を行うように努められたい。

- (2) 決裁事務について【健康福祉部 高齢者サービス課】

健康増進事業運動指導等委託業務について、債務負担行為に関する場合は、総務部長の合議が必要であったが、合議がなされていなかった。今後については、財務規則に基づき正しく事務が行われるように努められたい。

(3) 工事設計業務について【健康福祉部 いきいき健康課】

福津市健康福祉総合センターの外壁・防水改修工事設計業務と、特定天井工事設計業務について、別々に契約を行っている。しかしながら、契約先は同じ建築設計会社となっており、契約を同時に発注することで経費を軽減できた可能性はあったと考える。今後においては、経費削減を目指すよう努められたい。

(4) 業務委託契約について【こども家庭部 こども課】

業務委託について、見積書等の確認を行ったところ、業務単価等が一律となっているケースが見受けられた。随意契約は特定の相手と担当者の裁量行為で契約を締結することとなるので、価格の妥当性と市の不利益とならないよう適切な予定価格を設定する必要がある。今後、随意契約においては業務単価について、職位や職種、業務内容等に則した単価設定を求めるように努められたい。

(5) 収入印紙について【教育部 郷育推進課】

小学校課外体験事業業務委託契約書に1万円の収入印紙が添付されているが、請負でなければ、添付の必要が無いものと思われる。今後、契約書作成時においては税務署に確認を十分に行うなど事務の適正化に努められたい。

(6) 決裁印について【教育部 文化財課】

決裁事務において、決裁欄に押印が無いものが見受けられた。今後、決裁事務の際には、決裁印が押印されているか確認を行うように努められたい。

※ 上記のほか、事務処理上留意すべき点で軽微なものについては、別途、関係部署に措置を促した。